

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第17号に掲げる底建網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和6年8月28日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
底建網漁業	1人	定めなし	<p>・ A区域</p> <p>次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた海域。</p> <p>イ 北津軽郡中泊町権現崎（以下「権現崎」という。）突端と西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町弁天崎（以下「弁天崎」という。）突端を結ぶ線上権現崎突端から4,000メートルの点</p> <p>ロ 基点第44号（五所川原市と北津軽郡中泊町との境に設置した標柱）から222度30分（真方位による。以下同じ。）4,000メートルの点</p> <p>ハ 基点第43号（つがる市と五所川原市との境に設置した標柱）から272度30分4,000メートルの点</p> <p>ニ 基点第43号から261度30分4,100メートルの点</p> <p>ホ 基点第43号から266度30分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線との交点</p>	10月21日から翌年7月31日まで	北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有する者	令和6年8月28日から令和6年10月2日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年10月21日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>（1）許可番号及び漁業者名を明記した27センチメートル四方以上の標識を身綱に接続して水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>（2）設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする。</p> <p>（3）漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。</p> <p>（4）五所川原市十三灯台から270度30分5,600メートルの点（大型魚礁設置箇所を中心）の周囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。</p>
	2人				五所川原市十三に住所を有する者		
	5人				つがる市豊富町又はつがる市富港町に住所を有する者		
	18人				<p>・ B区域</p> <p>次の各点を順次に結んだ9直線によって囲まれた海域。</p> <p>イ 基点第42号（つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱）から270度30分2,000メートルの点</p> <p>ロ 弁天崎突端から19度30分5,400メートルの点</p> <p>ハ 西津軽郡鰺ヶ沢町鳴沢川尻に設置した標柱から308度30分3,000メートルの点</p> <p>ニ 基点第41号（西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱）から324度30分2,000メートルの点</p> <p>ホ 基点第40号（西津軽郡深浦町と同郡鰺ヶ沢町との境に設置した標柱）から328度30分2,000メートルの点</p> <p>ヌ 点ホから2度30分4,000メートルの点</p> <p>ル 基点第41号から324度30分4,000メートルの点</p> <p>ヲ 弁天崎突端から1度30分5,200メートルの点</p>		

ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点

・ I 区域
次の各点を順次に結んだ 13 直線によって囲まれた海域。

ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2,700
メートルの点

キ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端
とを結んだ線との交点

キ^ハ 点キから正西 500 メートルの点

オ 点ノ（権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎
突端から 5 海里の点）から正北 500 メートルの点から正
西 500 メートルの点

リ^ハ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,500 メー
トルの点

ナ 基点第 39 号（西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸
に設置した標柱）から 335 度 30 分 4,500 メートルの点

チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点

リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メー
トルの点

ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点

ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点

ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点

ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点

ム 基点第 42 号から 270 度 30 分 2,500 メートルの点

でとし、点リ、チ、
カ及びりの各点を
順次に結んだ 3 直
線によって囲まれ
た区域については
10 月 15 日から翌
年 8 月 31 日までと
する。

7人

・B区域

次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。
ニ 基点第41号(西津軽郡鰹ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱)から324度30分2,000メートルの点

ホ 基点第40号(西津軽郡深浦町と同郡鰹ヶ沢町との境に設置した標柱)から328度30分2,000メートルの点

ヌ 点ホから2度30分4,000メートルの点

ル 基点第41号から324度30分4,000メートルの点

・I区域

次の各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた海域。
ウ 旧車力村と旧木造町との境界から270度30分2,700メートルの点

キ 点ウから270度30分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点

キ^ハ 点キから正西500メートルの点

オ 点ノ(権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から5海里の点)から正北500メートルの点から正西500メートルの点

リ^ハ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4,500メートルの点

ナ 基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱)から335度30分4,500メートルの点

チ 基点第39号から335度30分3,000メートルの点

リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4,000メートルの点

ヌ 点ホから2度30分4,000メートルの点

ル 基点第41号から324度30分4,000メートルの点

ヲ 弁天崎突端から1度30分5,200メートルの点

ワ 基点第42号から270度30分4,500メートルの点

ム 基点第42号から270度30分2,500メートルの点

西津軽郡鰹ヶ沢町大字姥袋町又は西津軽郡鰹ヶ沢町大字赤石町に住所を有する者

86人

・B区域
次の各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた海域。
ニ 基点第41号(西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱)から324度30分2,000メートルの点
ホ 基点第40号(西津軽郡深浦町と同郡鰯ヶ沢町との境に設置した標柱)から328度30分2,000メートルの点
へ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎(以下「大戸瀬崎」という。)に設置した標柱から348度30分2,000メートルの点
ト 基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱)から335度30分2,000メートルの点
チ 基点第39号から335度30分3,000メートルの点
リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4,000メートルの点
ヌ 点ホから2度30分4,000メートルの点
ル 基点第41号から324度30分4,000メートルの点

・D区域
次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた海域。
ト 基点第39号から335度30分2,000メートルの点
カ 基点第39号から335度30分4,000メートルの点
ヨ 基点第37号(西津軽郡深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱)から309度30分3,000メートルの点
タ 基点第37号から309度30分2,000メートルの点
レ 基点第38号(西津軽郡深浦町大字麴木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱)から282度30分2,000メートルの点

・F区域
次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。
カ 基点第39号から335度30分4,000メートルの点
ナ 基点第39号から335度30分4,500メートルの点
ネ 基点第37号から309度30分3,200メートルの点
ヨ 基点第37号から309度30分3,000メートルの点

・I区域
次の各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた海域並びに次のA、B及びCを結んだ3直線によって囲まれた

・B区域
10月10日から翌年8月31日まで

・D区域
10月10日から翌年8月31日まで

・F区域
10月15日から翌年4月10日まで

・I区域
10月10日から翌年8月31日まで
ただし、点キ、キ'、オ、ナ、カ、リ、ノ、及びキの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域については10月15日から翌年4月10日までとし、点リ、チ、カ及びリの各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた区域については10月15日から翌年8月31日までとする。

西津軽郡深浦町大字北金ケ沢、西津軽郡深浦町大字関、西津軽郡深浦町大字田野沢、西津軽郡深浦町大字柳田又は西津軽郡深浦町大字麴木に住所を有する者

- 1 許可の有効期間は、令和6年10月10日から令和7年8月31日までとする。
- 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (1) 許可番号及び漁業者名を明記した27センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
 - (2) 設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする。
 - (3) 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。
 - (4) 西定第11、12号の各定置漁業の作業中は、次の点1から沖側を通過して点4に至る身網の型網から200メートルの区域及び次の点1、2、3、4及び点1の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域で作業してはならない。

点1 身網の型網の陸側東方延長線上型網端から200メートル東方の点
点2 垣網の元付から西方へ垂直に120メートルの点
点3 垣網の元付から東方へ垂直に120メートルの点
点4 身網の型網の陸側西方延長線上型網端から200メートル西方の点
 - (5) 西津軽郡鰯ヶ沢町鰯ヶ沢港赤灯台から280度30分5,900メートルの点(大型魚礁設置箇所を中心)の周囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。

海域。

ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2,700
メートルの点

キ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端
とを結んだ線との交点

キ´ 点キから正西 500 メートルの点

オ 点ノ（権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎
突端から 5 海里の点）から正北 500 メートルの点から正
西 500 メートルの点

リ´ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,500 メー
トルの点

ナ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,500 メートルの点

チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点

リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メー
トルの点

ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点

ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点

ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点

ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点

ム 基点第 42 号から 270 度 30 分 2,500 メートルの点

A 点ナと点オを結ぶ直線上の点ナから 1 海里の点(概位、
北緯 40 度 47.500 分、東経 140 度 00.400 分(世界測地
系。以下、同じ。))

B 点ナと点オを結ぶ直線を基線として点Aから 90 度 500
メートルの点(概位、北緯 40 度 47.800 分、東経 140 度
00.150 分)

C 点ナと点オを結ぶ直線上の点(概位、北緯 40 度 50.100
分、東経 140 度 06.820 分)

12人

<p>・B区域 次の各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた海域。 ホ 基点第40号(西津軽郡深浦町と同郡鯺ヶ沢町との境に設置した標柱)から328度30分2,000メートルの点 ヘ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎(以下「大戸瀬崎」という。)に設置した標柱から348度30分2,000メートルの点 ト 基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱)から335度30分2,000メートルの点 チ 基点第39号から335度30分3,000メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4,000メートルの点 ヌ 点ホから2度30分4,000メートルの点</p> <p>・D区域 次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた海域。 ト 基点第39号から335度30分2,000メートルの点 カ 基点第39号から335度30分4,000メートルの点 ヨ 基点第37号(西津軽郡深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱)から309度30分3,000メートルの点 タ 基点第37号から309度30分2,000メートルの点 レ 基点第38号(西津軽郡深浦町大字轟木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱)から282度30分2,000メートルの点</p> <p>・F区域 次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。 カ 基点第39号から335度30分4,000メートルの点 ナ 基点第39号から335度30分4,500メートルの点 ネ 基点第37号から309度30分3,200メートルの点 ヨ 基点第37号から309度30分3,000メートルの点</p>	<p>・B区域 10月10日から 翌年8月31日まで</p> <p>・D区域 10月10日から 翌年8月31日まで</p> <p>・F区域 10月15日から 翌年4月10日まで</p>	<p>西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川又は西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川に住所を有する者</p>
--	--	---

4人	<p>・G区域</p> <p>次の各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた海域。</p> <p>タ 基点第37号(西津軽郡深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱)から309度30分2,000メートルの点</p> <p>ネ 基点第37号から309度30分3,200メートルの点</p> <p>ラ 西津軽郡深浦町大字広戸行合崎突端から321度30分2,100メートルの点</p>	10月25日から 翌年8月31日まで	西津軽郡深浦町大字広戸 又は西津軽郡深浦町大字 横磯に住所を有する者	令和6年8月28日から 令和6年10月2日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年10月25日から令和7年8月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 許可番号及び漁業者名を明記した27センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>(2) 設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする。</p> <p>(3) 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。</p>
20人	<p>・C区域</p> <p>基点第31号(青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱)から正西の線、同線上基点第31号から4海里の点と西津軽郡深浦町舳作崎突端とを結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場の区域を除く。</p> <p>・C区域沖合</p> <p>次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域</p> <p>点1 基点第31号から正西の線、同線上基点第31号から4海里の点 (北緯40度25.70分、東経139度51.00分の点(世界測地))</p> <p>点2 点1から正西1,000メートルの点 (北緯40度25.70分、東経139度50.30分の点(世界測地))</p> <p>点3 点4から正西1,000メートルの点 (北緯40度33.85分、東経139度50.70分の点(世界測地))</p> <p>点4 点1と舳作崎突端を結んだ線と基点第34号(深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱)から真方位(以下同じ。)172度30分2,000メートルの点と深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から194度30分2,000メートルの点を結んだ線との交点 (北緯40度33.85分、東経139度51.40分の点(世界測地))</p>	<p>・C区域</p> <p>10月10日から 翌年8月31日まで</p> <p>・C区域沖合</p> <p>10月10日から 翌年2月28日まで</p>	西津軽郡深浦町大字岩崎 又は西津軽郡深浦町大字 沢辺に住所を有する者	令和6年8月28日から 令和6年9月20日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和6年10月10日から令和7年8月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 許可番号及び漁業者名を明記した27センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>(2) 設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする。ただしC区域沖合については1ヶ統のみとし、C区域と合算して2ヶ統とする。</p> <p>(3) 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。</p> <p>(4) 定置漁業の作業中は、身網の前後面、沖側及び垣網から各500メートル以内で作業してはならない。</p> <p>(5) 西津軽郡深浦町汐ヶ島正西4,700メートルの点(大型魚礁設置箇所を中心)の周囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。</p>
1人			西津軽郡深浦町大字大間 越に住所を有する者		